

浄水場伐採数量一覧表

区分		名称	数量	単位
低木・中木伐採	樹高 100cm未満	ツツジ	2	本
		ツツジ	2	本
		マメツゲ	2	本
		マメツゲ	5	本
		マメツゲ	47	本
		小計	58	本
	樹高 100以上200cm未満	ウバメガシ	2	本
		小計	2	本
		計	60	本
寄植伐採		ツツジ	40	m2
		ツツジ	20	m2
		ツツジ	2	m2
		ツツジ	2	m2
		マメツゲ	5	m2
		マメツゲ	5	m2
		カンツバキ	13	m2
		小計	87	m2
		ツツジ	22	m2
		キンモクセイ	33	m2
		小計	55	m2
		計	142	m2

配水池外除草箇所面積一覧表

除草箇所			面積	回数	除草箇所			面積	回数
3		平草高区配水池	595 m2	3 回	1		中央配水池	3,992 m2	2 回
4		折野ポンプ室	295 m2	3 回	2		中山配水池	1,165 m2	2 回
6		島田配水池及び進入路	348 m2	3 回	5		栗田配水池及びポンプ室	306 m2	2 回
7A		葛城配水池	64 m2	3 回	16		妙見山配水池	464 m2	2 回
7B	○	送配水管水道用地	9 m2						
8		北泊配水池	192 m2	3 回	17		平草配水池	1,077 m2	2 回
9		鳴門公園配水池及びポンプ室	44 m2	3 回	18		旧平草配水池	838 m2	2 回
10A		黒崎海底管計器室	650 m2	3 回	19		折野配水池	342 m2	2 回
10B	○	東側隣接水道用地							
11		下田第2ポンプ室	89 m2	3 回	20		福池ポンプ室	124 m2	2 回
12	○	緊急貯水槽 (鳴門総合運動公園)	395 m2	3 回	21		大谷加圧ポンプ室	51 m2	2 回
13		木津中継ポンプ場	606 m2	3 回	22		倉谷受水槽進入路	37 m2	2 回
14		旧木津ポンプ場	781 m2	3 回	23	○	旧川崎水源地	311 m2	2 回
15	○	木津水道用地	66 m2	3 回					
小計 1			4,134 m2	3 回	小計 2			8,707 m2	2 回
					場外施設 計			12,841 m2	

※ 丸印の施設については、水道事業課維持修繕担当が立ち会い確認を実施するものとする。

配水池外剪定数量一覧表

区分	各種	区分	場所	名称	数量	単位
低木・中木剪定	球形	樹高 100cm未満		中山配水池	ツゲ	1 本
高木剪定	冬期	幹周 60cm未満		折野配水池	サクラ	1 本
高木剪定	冬期	幹周 60cm未満		桧配水池進入路	サクラ マツ	14 本 1 本
寄植剪定	低木		○	緊急貯留槽 (総合運動公園)	カンツバキ	8.0 m ²
				鳴門公園ポンプ室	ツゲ	9.0 m ²
	中木			桧ポンプ室	シラカシ	9.0 m ²

※ 丸印の施設については、水道事業課維持修繕担当が立ち会い確認を実施するものとする。

配水池外雑木処理箇所一覧表

雑木処理箇所			箇所数	回数	備 考
1		平草配水池	1 箇所	1 回	配水池周辺の集水枡
1A		大谷配水池及び進入路	1 箇所	2 回	進入路及び水道用地の範囲は、別紙位置図を参照し、事前に浄水場・水道事業課職員と打合せにより確認すること。
1B	○	水道用地			
3		桧配水池及び進入路 桧ポンプ室	1 箇所	2 回	進入路は、配水池登り口から配水池までの区間とする。ポンプ室周辺の伐採等を含む。
4		鳴門複合産業団地配水池及び進入路 鳴門複合産業団地ポンプ室	1 箇所	2 回	進入路は、登り口の柵から配水池までの区間とする。ポンプ室周辺の伐採等を含む。
5		ソフトノミックス配水池及び進入路 ソフトノミックスポンプ室	1 箇所	2 回	進入路は、登り口から配水池までの区間とする。ポンプ室周辺の伐採等を含む。
6		平草高区配水池進入路	1 箇所	1 回	進入路は、終点の民家から配水池までの区間とする。軽微な不陸整正を含む。
7	○	天神免水管橋及び木備橋水管橋	2 箇所	2 回	水管橋橋台部の水道用地
8		栗田配水池進入路	1 箇所	1 回	進入路は、終点の民家から配水池までの区間とする。
9		折野配水池進入路	1 箇所	1 回	進入路は、集会所から配水池までの区間とする。軽微な不陸整正を含む。
10		島田島高区配水池進入路	1 箇所	1 回	進入路は、テレメータ盤から配水池までの区間とする。
11		下田第 3 ポンプ室	1 箇所	1 回	ポンプ室周辺の伐採等
12		四方見橋減圧水槽	1 箇所	2 回	減圧水槽敷地内及び仕切弁室、流量計室含む。
13		島田流量計及び旧島田ポンプ室	2 箇所	2 回	流量計設置箇所及び進入経路の伐採とする。ポンプ室周辺の伐採等を含む。
14	○	旧川崎水源地	1 箇所	1 回	竹の薬剤処理

※ 丸印の施設については、水道事業課維持修繕担当が立ち会い確認を実施するものとする。